

# 告示

## 埼玉県告示第千四百五十一号

平成二十八年埼玉県告示第六百七号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が平成二十八年四月十四日から同年十二月十五日までの間に到来する法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、地方消費税並びに県たばこ税については、同年十二月十六日とする。

平成二十八年十一月七日

埼玉県知事 上田清司

都道府県名	地域
熊本県	熊本市並びに阿蘇郡西原村及び南阿蘇村並びに上益城郡御船町及び益城町